

伊藤進議員

第1 標題「こども基本法に関する本市の取り組みについて」

1 回目の質問

只今、議長より許可をいただきましたので、令和5年9月定例会におきまして、第1 標題、こども基本法に関する本市の取り組みについて、第2 標題、本市における洪水ハザードマップの作成について、質問をさせていただきます。

それでは、第1 標題、こども基本法に関する本市の取り組みについて質問をさせていただきます。

令和5年4月、こども家庭庁が創設されると同時に、こどもや若者に関する取り組みを社会全体で総合的に、そして強力に進めていくための新しい法律が施行されました。それが、こども基本法です。

こども基本法は、すべてのこどもや若者が、幸せに暮らせる社会の実現を目指し、そのための大切な理念や国・自治体の取り組みの基本となることを定めています。こども基本法は、常にこどもや若者の現在と未来にとって何が最善かを考え日本社会全体で、こども施策に取り組むための共通の基盤になるものであるとされています。

こども基本法では、こどもや若者に関する施策を一体的に行われる施策として、こどもや若者の健やかな成長のための支援や結婚・出産・子育ての支援などを「こども施策」と定義しています。

国民全体の教育の振興、雇用環境の整備といった幅広い取り組みも含まれています。

また、こども基本法では、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れることのないよう、心と身体の成長段階にある人を「こども」と定義し、年齢を決めていません。こどもや若者の方々、それぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるよう支えて行きます。

こども基本法では、1989年11月、第44回国連総会において採択された「児童の権利に関する条約」の趣旨を踏まえて、こども施策に取り組むうえで大切な6つの理念を定めています。1つめは、すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ差別されないこと。

2つめは、すべてのこどもは大事に育てられ、生活が守られ、愛され保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。

3つめは、年齢や発達 の程度により、自分に直接関係することに意見をいえたり、社会の様々な活動に参加できること。

4つめは、すべてのこどもは年齢や発達 の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。

5つめは、子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。

6つめは、家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会を作ること。
こどもと若者にとって最もよいことを実現する観点から、こどもや若者の意見を年齢や発達 の程度に応じて、施策に反映することが重要であると考えます。また、こどもの成長のためには、子育てをしっかりと支えることが必要であり、子育てをしている人の意見も大切です。

現在、本市におきましても様々なこどもに対する施策、子育て施策を行っていることは承知しておりますが、今後、こども基本法の6つの基本理念にそった、こどもや若者に関する取り組みを、どのように行っていくのか、見解をお聞かせください。

以上第1 標題、1 回目の質問とさせていただきます。

1 回目の市長答弁

伊藤進議員のこども基本法に関する本市の取組みについての御質問にお答えいたします。

まず、これまでの本市の子ども・子育て施策の取組状況であります。国が児童手当の対象外としている高校生世代への一人当たり 10 万円の特別支援金、18 歳までの医療費の無償化、放課後児童クラブの開所時間の拡大や保護者負担金の軽減、ひとり親世帯等への食糧支援、母子の産前産後ケアなど、子どもとその保護者に向けた、様々な施策を実施しているところであります。

こうした子育て施策の推進に当たりましては、「富士吉田市子ども・子育て会議条例」に基づき、子どもの保護者、子育て活動団体、幼稚園や小中学校などの代表者等で構成する「子ども・子育て会議」において様々な意見を求め、また、ひとり親家庭、中学生や高校生、未就園児の保護者などへのアンケート調査の実施、さらには、昨年度で 50 回目を迎えた「富士吉田市児童生徒連絡協議会」主催の「市長さんと話す会」において、市内小中学校の児童・生徒代表者からの御意見や御要望など、様々な世代の

市民の皆様から御意見をいただくなかで政策を決定し、実施しているところであります。

このほか、福祉部門・教育部門などにおいても、こどもの人権、健全な発育や教育など、子ども・子育て施策の実施に努めているところであり、私といたしましては、こうした取組を通じて、既に、「こども基本法」が目的とする「生涯にわたる人格形成の基礎の構築」、「こどもの健やかな成長」、「権利の擁護」、「将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現」といった、若者も含めた子ども施策の推進につながられているものと認識しております。

さて、これからの本市の取組についてであります。今般、「こども基本法」が施行され、今後、国が子ども施策の基本的な方針を定める「こども大綱」や、県が国のこども大綱を勘案して、子ども施策についての計画を定める「こども計画」に沿って、国や県の子ども政策が進められることになっております。

このなかには、「若者」への必要な支援という要素もあることから、本市においても、国や県の動向を注視するなかで、本市の「こども計画」を策定し、若者を含む子ども・子育て支援施策を推進していくこととなりますが、私といたしましては、子ども・子育て施策という一つの分野に限定することなく、これまでどおり、引き続き、市民の皆様御意見、御要望にしっかりと耳を傾けるなかで、本市の政策課題に取り組むとともに、必要とされる施策をしっかりと実行してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、子どもの将来が、その生まれ育った環境に左右されることなく、安心して生活し、健やかに成長できるよう、今後も最善の生活環境の整備に努め、その子どもたちが、大人になったときに、この富士吉田市で子どもを産み、育てたいと思えるようなまちにしていきたいと思います。

以上、答弁といたします。

2 回目の質問

第1 標題 2 回目の質問をさせていただきます。

ご答弁いただきました、様々な子ども子育て施策には、私の周りからも感謝の言葉が届いております。ぜひ今後も継続した施策の実施をお願いいたします。

昨年度で 50 回目を迎えた「富士吉田市児童生徒連絡協議会」主催の「市長さんと話す会」において、市内小中学校の児童生徒の代表者からご意見ご要望を聞き政策決定

をし、実施しているところであるとご答弁をいただきました。私も毎年、CATVを通じて番組を拝見しておりますが、児童生徒の代表者の意見は、環境問題から観光客へのおもてなし、また町の賑わいについてなど、様々な意見が出され私自身も参考にさせていただいているところです。このように子供や若者が意見を発言する機会を増やすことは、こども施策にとって重要なことだと考えます。

本市では、子育て世代向けにLINEで情報を発信し、様々なサポートを行っています。こどもや若者に対してもこのようなLINEを設定し、情報を提供し、またインターネットを使ったパブリックコメントの実施、さらに行政職員がこどもや若者に直接会い、意見を聴くこともこども基本法 11 条の趣旨から、必要であると考えますが、見解をお聞かせください。

北杜市では、開かれた行政運営の推進に向け、次世代を担う若者の柔軟な発想やアイデアを聞くと共に、成人年齢が18歳以下に引き下げられたことを受け、これから選挙権を持つ高校生に市政や議会を身近に感じてもらうこと、また行政に関心を持ってもらうことで、郷土を愛する心を育むことを目的として「高校生議会」とよばれる「こども議会」を開催しています。これは、我々市議会としてもやるべきことはあると考えていますが、まず行政として「こども議会」の開催についてどのような見解をお持ちであるか、お聞かせください。

最近、新聞やテレビのニュースで報道される、こどもに関する話題は決して明るいものではありません。特に多いのが、虐待に関する報道です。実際に令和3年度の児童相談所の虐待相談対応件数を見ますと、20万7,659件に上り、前年度より2,615件増加し、過去最多を更新しました。児童虐待に対する認識が広まったことにより、通報も増えたと考えられますが、到底それだけとは思えない、耳をふさぎたくなるような、事例が相次いでいます。本年1月には、静岡県で18歳の女子高校生が、交際相手の男子高校生とともに産んだばかりの赤ちゃんを窒息させて殺害するという事件が起きました。互いの両親も周囲の人も妊娠に気づくことなく、本人たちも誰にも相談しないままこのような事態を招いてしまったのです。しかし、出産直後、二人がどこかに相談できる機関がないかと、スマートフォンで検索した形跡があると、捜査関係者は、述べていました。

赤ちゃんを産んですぐに死なせてしまったお母さんは、そのほとんどが「望まない妊娠」であったと告白しております。残念なことに本市においても同様な事件が発生

してしまいました。「望まない妊娠」をして不安な日々を過ごしている彼女らにとっては、匿名が守られ、安全が感じられるような身近で相談しやすい窓口が増えることが必要ではないでしょうか。

「望まない妊娠」は、個人にとっても社会にとっても重要な問題であり、こども基本法の基本理念からも、行政が予防策とサポート体制の強化に努めることは急務であると考えます。執行者の見解をお聞かせください。

以上第1 標題 2 回目の質問とさせていただきます。

2 回目の市長答弁

伊藤議員の 2 回目の御質問にお答えいたします。

まず、こどもや若者への情報発信についてであります。現在、本市独自の「子育てLINE」を活用し、子ども、若者を含めた各種子育て支援の情報や、子育て世代を対象にしたイベント情報など、様々な情報発信に努めているところであります。利用者からも大変好評をいただいておりますので、引き続き、積極的な情報発信を行ってまいります。

次に、こどもや若者からの意見聴取についてであります。高校生などの若年層を対象に、地域への興味関心を高める取組を特定非営利活動法人かえる舎と連携し、「郷土愛醸成を核とした若者チャレンジプロジェクト」として実施しております。

こうした取組のなかには、市の担当部署との連携により、高校生による企画・運営・調整の下、本市の各種政策実現につなげるなど、子どもたちの意見・提案を市政に反映させている事業も多数あります。

また、「こども議会」についてであります。次代を担う若い世代が地方自治や行政への関心を深めていただく機会としての重要性は認識しており、本市におきましては、それと同様の目的をもつ「市長さんと話す会」を通じて、小中学生からの大変貴重な御意見等をいただく機会を設けております。

今後におきましても、様々な機会を活用し、子どもや若者だけでなく、多くの市民の皆様からの御意見、御要望にしっかりと耳を傾け、本市の政策課題に取り組むとともに、必要とされる施策を着実に実行してまいります。

次に、「望まない妊娠」へのサポート体制についてであります。「望まない妊娠」は、正に個人にとっても社会にとっても重要な問題であり、そのサポート体制の強化

は急務であると認識しております。こうした事情に鑑み、本市では、児童福祉法の改正により令和6年度から設置することとされている「こども家庭センター」について、1年前倒しして、本年4月から、その機能を備えた組織体制の整備を行うとともに、全ての妊産婦が安心して相談できる体制の強化を図ったところであります。その成果として、この4月以降、関係機関との連携の下、職員による迅速な情報共有、的確な対処により、子どもの命に関わる事案の解決に至ったケースが複数あります。

また、本市におきましては、これまでも、子どもたちを中心に、命の大切さに関する教育に努めておりますが、こども基本法の基本理念のひとつであります、家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備することができるよう、若者も含めたあらゆる世代の方々に対して、命の大切さに関する講座の実施や各種啓発活動等に積極的に取り組んでまいります。さらに、「こども家庭センター」の本格設置となる令和6年度に向けまして、国の動向を注視するなかで、より強固な組織の体制づくりにも努めてまいります。

以上、答弁といたします。

第2 標題「本市における洪水ハザードマップの作成について」

1 回目の質問

第2 標題、本市における洪水ハザードマップの作成について質問をさせていただきます。

洪水ハザードマップとは、洪水や土砂災害などの自然災害が発生した際に、特に危険な地域や避難経路、避難場所などを示した地図をいいます。これらの地図は、地域の住民や関係機関が災害時に適切な判断を行い、被害を最小限に抑えるための情報を提供する役割を果たします。

主な要素や情報としては、河川の氾濫時や豪雨時の洪水・浸水予想区域が示されます。これにより、どの地域が洪水の影響を受ける可能性が高いかが把握できます。また、避難する際の経路や避難場所が明示され、住民が安全に避難するための道順や選択肢が提供され、他にも高台や安全とされる地域が示され、避難計画の参考になります。加えて、洪水時の水位や深さが示され、住民や関係機関が水害の被害状況を把握するのに役立ちます。

さらに、災害時に関する最新の情報や外部サイトリンクへの情報、注意喚起などが掲載され、住民がリアルタイムで情報を得ることができます。

このように洪水ハザードマップは、地域の住民や行政、関係機関が危機管理や避難計画を策定するうえで、重要なツールとなります。また、住民に対する情報提供や災害時の対応強化につながるための有効な手段といえます。

近年の地球温暖化は、様々な自然災害、特に水害に関連して影響を及ぼしています。

本年8月に発生した台風6号、7号も九州地方をはじめ多くの地域に水害を発生させ、これにより住宅や農地、歴史的建造物が被害を受け、大勢の方が、避難を余儀なくされる状況が続いております。

本市におきましても市制施行73周年の式典で、堀内市長が式辞で述べられたように、昭和36年の雪代被害により宮川橋筋の家屋130戸が濁流にさらされ、家屋の内外には土砂が堆積し、多大な被害を受けました。また昭和58年8月の新倉地区の台風被害、平成3年8月の向原地区の台風12号による被害など、これまでの水害の発生を振り返りますと、私たちの住む地域でも洪水や土砂災害が発生しており、これらは地域社会に大きな影響を及ぼしています。

このような状況を鑑みますと、行政には地域住民に対する絶対的な備えが求められていると考えます。

特に洪水ハザードマップの作成は、今後の水害を予測し、適切な対策を講じるために不可欠です。

地球規模の気候変動により我が国では、毎年のように大規模な水害が発生しています。しかし、洪水ハザードマップを取り入れている自治体では、水害発生時において、住民の避難行動を支援し、住民の安全と命を守る役割を果たしています。

本市におきましても、洪水ハザードマップの作成が進められるべきだと考えますが、行政としてどのような取り組みが検討されているのか、お伺いいたします。

以上、第2標題、1回目の質問とさせていただきます。

1 回目の市長答弁

洪水ハザードマップの作成についての御質問にお答えいたします。

本市における洪水ハザードマップの作成につきましては、本年度当初予算に計上し、既に作成を進めておりまして、本年度中に全戸配布する予定であります。

その内容といたしましては、桂川や宮川が氾濫した場合の浸水範囲や深さ、避難場所に関する情報等を掲載する予定であり、市民の皆様に、お住まいの地域における洪水の危険度を認識していただくとともに、災害時における自らの避難計画や避難行動にお役立ていただきたいと考えております。

いずれにいたしましても、本市の防災力向上のため、広報紙やホームページ、地域への防災出前講座を通じて、洪水はもとより地震や噴火など自然災害に対する平時からの備えと、自助・共助の重要性について、今後も引き続き普及啓発を図ってまいります。

以上、答弁といたします。

2回目の質問

第2 標題 2回目の質問をさせていただきます。

洪水ハザードマップの作成について、本年度中に全戸配布する予定であるのご答弁をいただきました。洪水の被害から市民の安全を守るために、一日も早い配布を期待しております。

ハザードマップの具体的な内容についても、「避難場所に関する情報や住居地の洪水の危険度等、避難計画や避難行動に役立つ情報を掲載する。」のご答弁をいただきました。少し具体的な質問になりますが、洪水による浸水の未然防止を図るため、本市においては、土嚢の貸し出しを行うと思いますが、土嚢ステーションの設置場所や受け渡しについての情報などもハザードマップに掲載されるのでしょうか。

また、避難時の携行品の確認のために非常持ち出し品チェックリストの掲載もあるのでしょうか。お聞かせください。

防災力向上のために広報誌やホームページ、地域への防災出前講座を通じてのご答弁をいただきました。この防災出前講座はどのくらいの頻度で開催し、どのような内容で行っているのか、具体的にお聞かせください。

「自助・共助の重要性について今後も引き続き普及啓発を図ってまいります。」のご答弁いただきました。大規模災害時は、住民だけでなく行政も同時に被災する可能性もあるため、公助が円滑に機能しないケースも考えられます。そのため、近所や地域の方々と助け合う共助が重要になり、災害時に助け合いができるように日常からのか

かわりが大切だと考えます。行政として発災時における地域コミュニティをどのようにサポートしていくのか、具体的な取り組みがありましたら、お聞かせください。

東京都北区のホームページを見ますと、水害ハザードマップの解説についてYouTube を使って分かりやすく行っています。基礎知識編と実践編があり、イラスト等を使い避難方法などを教えてくれています。本市においてもお子様からお年寄りまで洪水ハザードマップの内容を理解できるようにQRコードを掲載し、動画にアクセスできる取り組みも必要であると考えます。執行者の見解をお聞かせください。

以上、第2 標題 2 回目の質問とさせていただきます。

2 回目の市長答弁

伊藤議員の 2 回目の御質問にお答えいたします。

まず、洪水ハザードマップへの土囊ステーション等の情報の掲載についてであります。土囊ステーションの設置場所等の情報、非常時持ち出し品チェックリストの情報、洪水ハザードマップの内容解説に係るQRコードの情報を洪水ハザードマップへ掲載する予定はございません。

先ほど答弁申し上げましたとおり、洪水ハザードマップには、桂川や宮川が氾濫した場合の浸水範囲や深さ、避難場所に関する情報等を掲載し、市民の皆様にお住みの地域における洪水の危険度を認識していただくとともに、災害時における自らの避難計画や避難行動にお役立ていただきたいと考えております。

なお、これらの情報については、広報紙やホームページ等への掲載、並びに防災出前講座を通じて周知を図っております。

次に、防災出前講座の開催頻度及びその内容についてであります。防災出前講座は防災専門官や安全対策課・富士山火山対策室の職員が自治会、学校、企業など各種団体へ出向いて開催しており、昨年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響もありましたが計 14 回開催しております。今後におきましても、これまでと同様、富士山科学研究所の火山専門家や富士吉田防災士会を始めとする関係機関と連携するなかで、先ほど答弁申し上げましたとおり、本市の防災力向上のため、広報紙やホームページ、地域への防災出前講座を通じて、洪水はもとより地震や噴火など自然災害に対する平時からの備えと、自助・共助の重要性について、引き続き普及啓発を図ってまいります。

次に、発災時における地域コミュニティに対するサポート体制についてであります
が、年に4回、自主防災連絡連携会議を開催し、自治会及び自主防災会、行政、避難
先となる学校の教員も交えるなかで、顔の見える関係を築くとともに、自主防災会と
は避難行動要支援者名簿を共有し、共助の体制を構築しております。

今後におきましても、市の総力を挙げて、防災や高齢者・介護担当はもとより、地
域や医療・福祉の専門的な知見をもつ関係者等と、更なる連携を図り、地域防災力の
向上に取り組んでまいります。

以上、答弁いたします。

3回目の質問

第2 標題 3 回目の質問をさせていただきます。

「土囊ステーションや非常時持ち出し品チェックリストの情報について、洪水ハザ
ードマップの内容にかかるQRコードの情報を洪水ハザードマップに掲載する予定は
ない」とご答弁をいただきました。

また「これらの情報については、広報紙やホームページ等への掲載、並びに防災出
前講座を通じて周知を図っていく」とご答弁をいただきました。

洪水ハザードマップに情報を一元化することは、ハザードマップの信頼性を向上さ
せるとともに、正確なデータと最新の情報が提供されることで、住民や事業者はリス
クを正確に把握し、適切な対策をとることから、大変重要であると考えます。

地方自治体では、洪水ハザードマップに情報を一元化し、公に提供することが、法
的要件となっています。避難計画や避難場所の確認に役立てるためには、洪水ハザ
ードマップに情報を一元化し、広報紙やホームページ等への掲載などで分散せず、QR
コードをスキャンすることによって、最新の情報に住民がアクセスできることが、大
変重要であると考えます。

再度お伺いします。洪水ハザードマップに様々な情報を入手できるQRコードの掲
載を求めますが、見解をお聞かせください。

以上、第2 標題 3 回目の質問とさせていただきます。

3回目の市長答弁

伊藤議員の3 回目の御質問にお答えいたします。

洪水ハザードマップの内容解説等に係るQRコードの掲載につきましては、伊藤議員御発言のとおり情報の一元化は重要であります。洪水ハザードマップへは洪水時の危険性等の掲載が必要とされており、内容解説等に係るQRコードの掲載は法的に規定されておられません。洪水ハザードマップは緊急時においても誰もが一目見て避難先等を確認でき、適切な避難行動につなげられる内容で作成してまいります。

したがって、先ほど答弁申し上げましたとおり、非常時持ち出し品チェックリスト等のイラストによる表示や、洪水ハザードマップの内容解説に係るQRコードを洪水ハザードマップへ掲載する予定はございません。

しかしながら、QRコードは情報発信の手段として非常に有効であると認識しており、これまでも「富士吉田市防災の日」の情報発信等において広報紙にQRコードを掲載するなど活用しております。

今後におきましても、様々な媒体においてQRコードを活用するなかで、防災に関する知識の更なる普及啓発を図ってまいります。

以上、答弁といたします。

「縮めの言葉」

大正12年9月1日に発災した関東大震災から、本年で100年の節目を迎えました。多くの被害を齎したこの震災を教訓に本市においても9月の第1日曜日を「富士吉田市防災の日」と定め富士山噴火を想定した避難訓練が行われました。

日頃から防災対策を行い万が一の時に備えておくことが大変重要であると考えます。今後も本市が安全で持続可能な地域として成長できるよう議員活動を続けて参ります。

ご清聴ありがとうございました。